

令和 5 年 度

千葉県内部統制評価報告書審査意見書

千葉県監査委員

監査調第170号

令和6年9月5日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県監査委員 小倉 明

千葉県監査委員 川口 明浩

千葉県監査委員 伊藤 昌弘

千葉県監査委員 小池 正昭

令和5年度千葉県内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により、令和6年7月2日付け総第373号をもって審査に付された令和5年度千葉県内部統制評価報告書について、次のとおり意見を提出します。

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）に準拠したものである。

令和5年度千葉県内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和5年度千葉県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討を行い審査するものである。

（1）評価手続に係る記載の審査

- ア 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか
- イ 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

（2）評価結果に係る記載の審査

- ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか
- イ 重大な不備は是正されているか

3 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「千葉県監査委員監査基準」及び「令和5年度内部統制評価報告書の審査計画」に基づき、千葉県内部統制基本方針、令和5年度千葉県内部統制評価計画、内部統制推進部局の発出通知、内部統制3様式（作業一覧表、業務全体フロー図及びリスク評価シート。以下「3様式」という。）等の関係書類の確認、内部統制推進部局及び評価部局からの聴き取りのほか、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用して審査を行った。

4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 特記事項

(1) 重大な不備について

今回の報告書では、以下の2件について、運用上の重大な不備が認められ、内部統制が有効に運用されていないと判断している。

① 農業用機械の修理における詐欺事案

農林水産部職員が、過年度に、農業用機械の修理に際し、事業者と共謀し、部品代金の水増し請求を行った詐欺の疑いで逮捕され、有罪判決が言い渡された事案については、是正措置として、特別監察結果を踏まえ、発注業務の適正化、履行確認の強化や研修の徹底等、再発防止策に取り組むこととしている。

② 予定価格等の情報の漏洩・収賄事案

県土整備部職員が、予定価格等の入札情報を特定業者に漏らし、その見返りとして現金、接待を受けた収賄の疑いで逮捕され、有罪判決が言い渡された事案については、是正措置として、「県土整備部における不適正事案に係る検討会議」を設置し、事件の経緯の調査、これまでの取組の検証、再発防止策の検討等を行っているところである。

上記①については、一部の職員に対するコンプライアンス研修などが徹底されず、所属全体のガバナンスが不十分であったことから、今後は、類似の体制にある他の所属においても、全庁的な内部統制に係る仕組みの一つとしての内部通報制度や、県職員としての行動規範の周知徹底を図り、リスク情報の把握・伝達機能に問題が生じることのないようにしていただきたい。

上記②については、今後、実効性のある是正措置を講じるとともに、着実に実施していく必要がある。

いずれの事案についても、このような事態を二度と発生させないように、講じられた再発防止策等が適切に機能しているか、各所属での自己点検や監察等により十分に検証していただきたい。

(2) 事務ミスの防止について

令和5年度会計定期監査において、依然として多数の事務ミスが認められ、内部統制上、重大な不備につながることも懸念されることから、今後の制度の運用において、以下の点について、特に留意していただきたい。

ア 入札事務の適正化

工事の積算誤りにより、落札者決定通知を取り消して入札手続をやり直したことで事業の進捗に影響を及ぼした事案が認められた。また、複数の土木事務所等において、工事の積算誤りが散見されている。これまでの研修やチェックシートに

よる確認などの再発防止策が十分に機能していないと考えられる。実際にリスクが発現すると、入札結果にも影響を及ぼすなど重大な事態となることから、入札事務の適正化のため、実効性の高い更なる改善策が必要である。

イ 財務事務の適正化

多くの所属において、収入・支出の事務ミスが依然として認められる。特に不備の発生件数が多い支出負担行為の遅延、支払遅延などについては、財務事務の適正化をより一層進めていく必要がある。

ウ 組織としてのチェック体制等の確立

組織として進捗状況の把握及びチェック体制の整備が図られていないことで、積算誤り、支出負担行為の遅延、支払遅延などの事務ミスが繰り返し発生する所属が見受けられる。

事務ミスを防止するには、人の目によるチェックのみでは限界があるため、確認・点検作業におけるデジタル技術の活用を進めるなど、効率的なチェック体制等を確立する必要がある。

(3) 内部統制制度の浸透・定着について

内部統制制度については、これまでの取組により一定程度の浸透が見られるが、一方で、所属特有のリスクを3様式に反映させていないことで繰り返し同様の事務ミスが発生する事案も見受けられる。

整備した3様式を有効活用し、事務ミスの発生防止に役立てるためには、各所属の実態に即した3様式となるよう見直しを進め、より一層の内部統制制度の浸透・定着を図る必要がある。

6 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人一人が、制度の内容や、基本方針、整備・運用方針等について、十分に理解して取り組むことが不可欠である。

内部統制制度の導入から4年が経過し、明らかになってきた課題を踏まえ、従来の取組に加え、内部統制推進部局及び評価部局と各部局主管課との連携体制の強化、デジタル化の進捗等を踏まえた3様式の見直し、評価部局と出納局が連携した独立的評価の実施等の検討により、内部統制を組織全体に定着させ、より適切な整備・運用に努めていただきたい。